

## 合法性・持続可能性及び間伐材の証明運用規定

### (目的)

第1 この規定は、山梨県産材認証センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の合法性・持続可能性及び間伐材（以下「合法性等」という。）の証明を行うために必要な事項について、山梨県産材認証センター事業実施要領（以下「要領」という。）第15に基づき定めるものとする。

### (行動規範)

第2 合法性等の証明を行う上でのセンターの行動規範を次のとおり定める。

#### (1) 違法伐採に対する反対

全世界の森林に対する森林生態系の維持に支障となる行為や持続的森林経営を阻害する行為等、森林の健全性を損なう恐れのある全ての不法行為に対し、強く反対する。

#### (2) 生産国及び各政府の取組への要請

木材生産国が取り組んでいる各種の違法伐採対策を支持し、その継続と実効性の確保に期待する。また、木材消費国がこれに積極的に協力することを求める。さらに持続的森林経営の実現に向け、違法伐採対策をはじめとする森林の健全性を確保するための国際機関及び各国の努力に敬意を表する。

#### (3) 日本政府の取組への支持

日本国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

#### (4) 合法性等の証明された木材・木製品等の普及の促進

合法性等の証明された木材、木製品の供給の促進ならびにその供給を通じ、合法性・持続可能性または間伐材を原料として生産される木製品、紙製品の普及の推進に努力するものとする。

#### (5) 合法性・持続可能性の証明のための事業者の認定

林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、要綱第2章「事業者登録制度」により県内事業者の認定審査・登録を行う。

#### (6) 間伐材の証明のための事業者の認定

林野庁が策定、公表した「間伐材チップのための確認のためのガイドライン」に関連して、要綱第2章「事業者登録制度」により認定登録された事業者のうち、間伐材を原料としたチップ製造を行うにあたり、本規定において定める要件を満たした木材チップ製造事業者（以下「チップ製造者」という。）の認定審査・登録を行う。

#### (7) 他の団体との連携

違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びNGO等との連携を図る。

#### (8) 情報の公開

本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

### (合法性等の証明にかかる認定要件)

第3 合法性等の証明を行う登録事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

#### (1) 分別管理

- ・合法性・持続可能性が証明された木材・木製品（以下「合法木材・木製品」という。）、間伐材であることが証明された木材（以下「間伐証明木材」という。）とそれ以外の木材・木製品（以下「その他木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ・出入荷、加工、保管の各段階において「合法木材・木製品」、「間伐証明木材」と「その他木材」とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

#### (2) 帳票管理

- ・「合法木材・木製品」、「間伐証明木材」の出入荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ・関係書類（証拠書類を含む）を5年間保存すること。

#### (3) 責任者の選任

- ・本取組の責任者が1名以上選任されていること。

### (合法性等の証明にかかる証拠書類等の保存)

第4 合法性等の証明を行う要綱第20条に定める県産材管理票の第一次管理票の発行者は、要綱第4条の合法性の証明を行うために必要な官公庁発行の証拠書類等を管理票（第一次管理票）原本とともに保存しなければならない。

2 間伐材の証明を行うチップ製造者は、前項に加え、官公庁発行の証拠書類等において間伐材であることを確認し、その証拠書類等の写しを登録事業者等から求め、保存しなければならない。

### (合法性証明印)

第5 本規定第4により合法性等の証明を行うときは、センターが交付する「合法性証明印」（以下「証明印」という。）を、管理票の原本（保管用）、発行用双方の上部に赤色スタンプにより押印しなければならない。

2 証明印は、登録事業者が申請し、センターが認定・登録した上で交付するものとする。

3 第二次以降の管理票への前項による押印にあたっては、添付するすべての管理票に前項による押印があることを確認し、製品等の分別管理を徹底しなければならない。

4 証明印の交付を受けた登録事業者は、善良な管理者の注意をもって証明印を取り扱うとともに、自ら行う県産材の販売に用いる管理票以外に証明印を使用してはならない。

5 登録事業者は、証明印を使用しなくなったときは、センターに返還しなければならない。

### (間伐材証明書)

第6 本規定第4の2により間伐材の証明を行うチップ製造者は、「間伐証明木材」の出荷の際に「間伐証明木材」であることを記載した「間伐材証明書」（以下、「証明書」という。）を発行し、第5の合法性証明印を押印した上で、出荷先へ引き渡すものとする。

2 証明書の発行は、登録事業者が申請し、センターが認定・登録した上で許可する

ものとする。

(発行実績の記載)

第7 登録事業者は、合法性等を証明した管理票を発行したときは、要綱第23条に基づく「県産材管理票発行等実績集計表」の所定欄に合法性等を証明した管理票の発行数量を記載するものとする。

2 認証製品生産事業者は、要綱第25条に基づく「認証製品出荷実績集計表」の所定欄に合法性・持続可能性を証明した管理票の発行数量を記載するものとする。

3 チップ製造者は、証明書を発行したときは、別途、チップ素材の納入からチップ製品の出荷までの記録とそれに関連する証拠書類を記載した「実績整理表」を作成するものとする。

(チップ製造者に係る特例)

第8 チップ製造者については、その原木入手形態の特殊性に鑑み、自社で行う木材チップ製造に用いる素材に限り、要綱第4条及び本規定第3に基づく合法性・持続可能性を証明する証拠書類等の確認を適正に行った上で、登録事業者以外の者から素材の供給を受け第一次管理票を発行することができるものとする。

2 但し、チップ製造者が前項の適用を受けようとするときは、素材の確認・管理という観点から、素材生産に係る登録を得なければならない。

(運用)

第9 本規定で定めるもののほか、合法性等の証明の実施に必要な事項は別に定める。

**附 則**

1 この規定は、平成23年6月6日から施行する。

2 合法性証明運用規定については廃止する。

(説明資料)

山梨県産材認証センター事業実施要綱第4条、合法性証明運用規程第4に基づく  
合法木材・木製品証明印の仕様(H18.9 追加)

## 合法木材証明書

下記木材・木製品は山梨県産材認証センターの規定に基づき  
合法性が証明されたものであることを証します。

ここに赤スタンプで押印

山梨県産材認証センター

県産材管理票  
(県産材納入証明書)

発行日： 年 月 日

管理票番号： \_\_\_\_\_

品名・規格	示口径 (cm)	材積 (m <sup>3</sup> )	名数・枚数等	長さ (m)	直面積・面積 (m <sup>2</sup> )
合計					

本票は、山梨県認定の生産月数を起用するときに使用するもので、山梨県認定セントラル認定した販売者証明書はあらかじめ交付さうるものであります。  
山梨県産材認証センター (TEL055-226-7239)

発行者名  
印